

「高校生による地元企業魅力発掘体験事業」業務委託 仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県会津地方振興局（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する「高校生による地元企業魅力発掘体験事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定める。

2 事業の目的

会津地方振興局管内（以下「管内」という。）における新規高卒者の県内留保率（県内企業への就職割合）は低く、将来、労働力人口の減少による地域産業の衰退や、人口減少による地域活力の低下が懸念されていることから、高校生に地元企業や地元就職の魅力を手感・認識してもらうことにより、県内留保率の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

高校生に地元企業や地元就職の手感・認識してもらうことにより、県内留保率の向上を図ることを目的とし、高校生向けの企業魅力紹介パンフレットを作成する。

（1）制作方法

ア 乙は、パンフレット制作に関して必要な全ての業務（企画、デザイン、素材収集、取材、編集、印刷、製本等）を行う。

イ 取材方法については、①甲が指定する高校のインターンシップに同席し、高校生が自らインタビューした内容をまとめ記事を作成する方法と、②甲及び乙にて独自に企業にインタビューを行い、記事を作成する方法の二通りを想定している。

ウ インタビューは計18社に対し実施し、その内、①による取材は約9社を想定。ただし、新型コロナウイルスの影響等によりインターンシップが行われない場合は、②に切り替える。

エ 各社へのインタビューは契約締結後から11月上旬頃まで実施予定である。

（2）規格等

- ア サイズ 日本産業規格B5版
- イ 紙質 マットコート紙 70kg以上
- ウ ページ数 48ページ以上
- エ 印刷 フルカラー
- オ 製本方法 中綴じ
- カ 印刷部数 3,000部

(3) 基本掲載内容

下表を基本とするが、事業目的達成のためのより優れた提案は妨げない。

No.	内容	ページ数
1	表紙・裏表紙	2 ページ
2	導入文・目次	2 ページ
3	位置図	2 ページ
4	企業紹介	36 ページ
5	高校生向け就活情報等企画ページ、 「会津の企業魅力発見ノート」Vol.1 ～6 の掲載HP案内等	1 ページ
6	首都圏等と地元の生活費を比較した ページ	1 ページ
7	高校生の地元就職に繋がる内容	2 ページ
8	市町村等の企業紹介サイトページ	2 ページ

(4) No. 4 企業紹介ページについて

- ア 企業紹介ページは1社当たり1～2ページで高校生が理解しやすい紙面とし、会社概要や、職場の雰囲気、若手社員の日常生活が分かる内容とする。
- イ 企業情報、インタビュー記事の他、1社につき複数枚の写真を使用し仕事風景や企業の雰囲気がビジュアル的に伝わるよう工夫すること。なお、インタビュー風景や企業の写真は、乙が撮影したものと及び企業から提供を受けたものであり、かつ企業からパンフレット掲載の承諾を得られたものを使用すること。
- ウ 各社の働き方改革に関する取り組みを紹介するスペースを設けること。
- エ パンフレットに掲載しきれなかったインタビュー内容については、紙面にリンクを設け、甲のホームページ上で公開することを想定している。
- オ 高校生の顔写真を使用する場合は、イラストで対応すること。インタビューの模様等を掲載する場合も、高校生の後ろ姿や横顔を使用し、生徒個人が特定出来ないようにすること。

(5) その他

- ア 高校生の興味を惹く紙面構成とすること。
- イ 新規高卒者の県内留保率の向上に効果的と思われる情報を掲載すること。
- ウ 企画・作成にあたっては、乙は甲と十分に調整を行うこと。

4 成果品

- (1) 作成したパンフレット
- (2) 作成したパンフレットの入稿データ
※データ形式は別途指示するものとする。
- (3) 企業ごとにインタビュー内容をまとめた報告書（指定様式）
- (4) その他、甲が必要と認めるもの

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 事業実施計画書（スケジュール等を含む）
- (3) 委託業務完了届
- (4) 実績報告書
- (5) 収支決算書
- (6) その他甲が必要と認める書類

6 留意事項

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、すべて県に帰属するものとする。また、成果品は可能な限り二次使用ができるようにすること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。